

令和7年3月10日

株式会社 技工団

一般事業主行動計画（第6回）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活を両立し働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの間

2.内 容

目 標 1 : 労働生産性の改善により労働時間の短縮、従業員の有給休暇の取得促進し、家庭での時間を増やすことで家庭の調和（ワーク・ライフバランス）の向上に取り組む。
--

<対 策> *上記期間毎年

- ・令和7年4月～有給休暇の年間取得計画の作成
労働時間の短縮、有給休暇の積極的取得に向けて社内メールを活用し注意喚起、啓蒙活動を実施
勤怠システムによる時間外労働申請・承認ルール化
- ・令和8年3月～前年度の活動を調査、再検討を実施
労働時間・有給休暇取得の現状を把握
調査結果より課題を分析・検討

目 標 2 : インターンシップなどを通じて若者の安定就労に寄与する

<対 策> *上記期間毎年

- ・令和7年4月～関係行政機関等へ受入申込
- ・令和7年8月～業界説明会、会社説明会、インターシップの受入
- ・令和8年2月～受入部署から成果、課題を集約
- ・令和8年3月～次年度受入に向けて課題分析、検討

目 標 3 : 育児休業等の制度について改正点を示したパンフレットや社内規則を掲示板に提示して制度の周知を図る。

<対 策>

- ・令和7年4月～改正育児・介護休業法により社内規則を改正する
- ・令和7年5月～社内全員に向けパンフレット、社内規則を掲示板等にて周知を図る

目 標 4 : 将来的に「育児休業取得率100%」及び「一カ月以上の育休取得」を目指し育児休業等制度を改正し社内規定等を掲示板に提示して制度の周知を図る。

<対 策>

- ・令和7年4月～改正育児・介護休業法により社内規則を改正する
- ・令和7年5月～社内全員に向けパンフレット、社内規則を掲示板等にて周知を図る